資料No. 2

第４期三条市障がい者計画
第７期三条市障がい福祉計画
第３期三条市障がい児福祉計画　　に係る評価について（案）

本評価書は、今期計画における目的の達成状況の確認と次期計画策定における施策の方向性、取組の検討に活用します。

【第４期三条市障がい者計画等に係る評価基準】

A　：　**目的達成** B　：　計画期間内に達成する見込み等	＊次期計画策定にあたり 次のステップへ
C　：　計画期間内の達成が困難等 D　：　未実施	方向性を変えて継続または見直し

※基準日は令和８年３月31日です。
※当初の計画に対する評価です。

【施策の体系】　別紙、第４期三条市障がい者計画等７P、８P

施策分野	施策の方向性	主な取組
1 相談支援の充実	①　重層的な相談支援体制の充実 ②　相談支援における権利擁護支援の充実	○　多分野による重層的相談支援と地域包括ケアシステム*12が連動した相談支援体制の整備 ○　権利擁護支援の充実と成年後見制度等の利用促進
2 日常生活支援の充実	①　重度の方の受け皿の確保と支援体制の充実 ②　家族の高齢化、障がい者の単身化・高齢化への対応	○　他機関連携によるサービス提供体制の構築とサービスを担う人材の育成 ○　地域生活支援拠点等機能の着実な実施と機能拡充、多職種連携の強化
3 就労支援・雇用促進	①　低単価・低工賃への対応 ②　経済的自立の促進	○　工賃等アップのための取組 ○　個別のニーズに応じた就労支援体制の構築 ○　障がい者就労の企業への理解の促進
4 障がいの早期発見・確実な支援	①　早期発見・相談の着実な実施 ②　支援が必要な子どもの状態に合わせた支援体制の更なる充実	○　個々の発達状況に応じた療育支援と家族支援の実施 ○　保育所等や学校における発達支援と特別支援教育に関わる支援者の資質向上 ○　障がいの状態に応じた支援体制の確立と適切なサービス提供

*12　地域包括ケアシステム･･･可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるように構築される地域の包括的な支援・サービス提供体制

障がい者計画における施策分野と主な取組内容一覧

施策分野	施策の方向性	主な取組	No.	取組	進捗管理担当部会		
					計画推進	権利擁護	就労支援
相談支援の充実	重層的な相談支援体制の充実	多分野による重層的相談支援と地域包括ケアシステムが連動した相談支援体制の整備	1	重層的相談支援と障がい者相談の役割分担の適正化	○	▲	
			2	相談支援専門員の負担軽減策の検討	○		
			3	相談支援専門員の育成・確保の促進	○		
			4	基幹相談支援センターのアドバイス機能を補完する取組の推進	○		
	相談支援における権利擁護支援の充実	権利擁護支援の充実と成年後見制度等の利用促進	5	ともまち条例に基づく取組の着実な実施	▲	○	▲
			6	虐待の早期発見・相談対応のための関係機関の連携強化	▲	○	▲
			7	中核機関と連携した成年後見制度等の利用促進に向けた取組の実施		▲	
日常生活支援の充実	重度の方の受皿の確保と支援体制の充実	他機関連携によるサービス提供体制の構築とサービスを担う人材の育成	8	重度の障がい者の受皿の確保及びサービス事業所の負担軽減策の検討	○	▲	
			9	強度行動障がい者及び医療的ケア者の受皿の確保に向けた事業所への新たな事業展開の働きかけ	○		
			10	強度行動障がい者の支援における中核人材の育成	○		
			11	介護保険事業所に対しての共生型生活介護サービス及び基準該当生活介護サービスの参入の促進	○		
	家族の高齢化、障がい者の単身化・高齢化への対応	地域生活支援拠点等機能の着実な実施と機能拡充、多職種連携の強化	12	既存資源の活用による、地域全体での緊急時の受入体制の強化	○		
			13	GHの拡充やサテライト型住居の活用促進等による地域における受入体制の充実	○		
			14	高齢者の支援機関との連携強化による介護保険制度への移行の円滑化	○		
			15	精神障がい者の地域移行・地域定着の促進に向けた関係機関の連携と支援体制の整備	○	▲	

施策分野	施策の方向性	主な取組	No.	取組	進捗管理担当部会		
					計画推進	権利擁護	就労支援
就労支援・雇用促進	低単価・低工賃等への対応	工賃等アップのための取組	16	障がい者福祉活動サポート交付金を活用した工賃アップの取組の推進			○
			17	共生社会推進企業との連携による製造品の販売機会の充実			○
			18	受注元企業と受注内容の拡大及び受注単価の見直し		▲	○
	経済的自立の促進	個別のニーズに応じた就労支援体制の構築	19	精神・発達障がいの特性やニーズに応じた支援プログラムの導入			○
			20	障がい福祉サービス利用者の一般就労への移行促進			○
			21	本人の希望や障がい特性に応じた学校等卒業後の進路選択の支援			○
			22	就労支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等との連携による定着支援の促進			○
		障がい者就労の企業への理解の促進	23	関係機関と連携した施設外就労先の拡大			○
			24	障がいに対する偏見等を払拭するための周知啓発		○	▲
障がいの早期発見・確実な支援	早期発見・相談の着実な実施	年中児発達参観の着実な実施	25	年中児発達参観の着実な実施による子どもの特性等への早期の気づき	○		
		多職種による子どもの発育・子育て相談等の実施	26	専門的な知見を有する多職種による子どもの発育・子育て支援及び教育相談の実施	○		
	支援が必要な子どもの状態に合わせた支援体制の更なる充実	個々の発達状況に応じた療育支援と家族支援の実施	27	障がいや特性のある子どもと家族への療育支援の実施	○		
			28	子どもの発達の理解を深めるための家族講座の実施と保護者支援	○		
		保育所等や学校における発達支援と特別支援教育に関わる支援者の資質向上	29	発達支援コーディネーター機能の充実及び保育士の資質向上のための研修等の実施	○	▲	
			30	特別支援サポーターの適切な配置及び支援の充実	○	▲	
		障がいの状態に応じた支援体制の確立と適切なサービス提供	31	市と障がい福祉事業所及び事業所間で確実な情報共有を進め、適切なサービス提供体制を構築	○	▲	
			32	支援体制を強化するための支援者のスキルアップを図る研修等の実施	○	▲	

No. 1

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>重層的相談支援と障がい者相談の役割分担の適正化</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td>部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>重層支援コーディネーター及びその他分野支援との役割分担の整理</td><td rowspan="2">C</td><td rowspan="2">・Ｒ７年度から重層的支援体制整備事業を本格実施したが、１年間で支援会議に諮られたケースは全体で５件だった。（うち１件が障がい分野が主となるケース）
・相談支援専門員は世帯支援を要するケースを多く担当しているが、適宜相談を受けた基幹相談支援センター事業担当が世帯への支援を整理するなどにより、役割分担について一定の適正化が図られていると考える。
・一方で、相談支援専門員が支援する世帯へ、他機関から介入してもらう際のつなぎ方や、他機関との役割の相互理解について十分とは言えない面が見られるため、今後も重層的支援体制整備事業や他機関との合同研修などを通じ相談支援体制を強化していく必要がある。</td><td rowspan="2">・重層的支援の件数が少ないのは、どういったケースが重層的支援に当てはまるのか判断が難しい部分もあるのではないか。
・重層支援コーディネーターに関わってもらうべき案件はもっとあるのではないかと思われる。
→実際に計画が作成されたケースの共有や、相談支援専門員が対応に行き詰まっているケースを定期的に共有する機会等を、継続的に設けることを検討する。

そもそも高齢分野と比べると、障がい分野からの多職種連携の求めが少なすぎると思われる。ニーズを汲み取れていないのではないか。相談支援員は多職種連携の必要はないと思っても、多職種連携により、環境が改善する場合もあると思うので、それをどう把握していくかを検討する必要がある。
→ケースの共有機会を増やし、把握につなげていきたい。また、多職種へ連携を求める際のつなぎ方や、他機関との相互理解についても課題があると捉えているため、強化に向けて取組を進めていきたい。

・重層支援コーディネーターの役割が分かりにくい。相談支援の負担軽減を目的とするなら計画策定数を指標にするより、介入により得られた効果や多職種連携の新たな仕組みづくりに視点を置くべきかと思う。目標値を数値化するものであれば支援者の感じたこと等確認してはどうか。

・評価妥当　目標に「０件/３か年」を設定することに疑義がある。
→目標値の設定の考え方については見直していきたい。

・年々複雑化するケースが増えていると感じる。主として関わる機関が孤立しないようにすることと、多職種連携とチームアプローチの徹底をお願いしたい。

・重層支援計画策定数は目標数値を達成できないものの、相談支援専門員から相談を受けたときは基幹相談支援センター事業担当が世帯への支援を整理するなどにより、役割分担がなされたことから、一定程度評価する。

・昔から、緊急性のある事態（強度強迫性な暴力や自傷）などがあると保健所や警察が集まり、権限を持って強制入院させるという力の行使が目立ったが、今はそういう時代でもないし、知識を持った専門家が各家庭が何を望んでいるか見極めて、マルチな対応をすることが求められる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>重層支援計画策定数：５件/３か年(世帯支援)
０件/３か年(その他分野支援)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①重層支援体制(※)の本格実施(Ｒ７年４月)に関する情報収集
→実施
②重層支援計画策定が必要なケース(世帯支援・その他分野支援)の洗い出し
→３月実施(件数：10件　※いずれも世帯支援)
※重層支援体制…複雑化・複合化した課題を抱えるケースをサポートするための体制</td><td colspan="2" rowspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性

重層的支援につなげるべきケースを見極める力を伸ばせるよう、判断材料となる情報の共有や、対応に苦慮しているケースの定期的な共有などを行う。
また、相談支援専門員が支援する世帯へ、他機関から介入してもらう際のつなぎ方や、他機関との役割の相互理解の推進に向け、今後も重層的支援体制整備事業や他機関との合同研修などを通じ、相談支援体制を強化していく。</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>②重層支援計画策定が必要なケース(世帯支援・その他分野支援)の洗い出し
→10件のケースの整理：重層支援１件、基幹支援９件(いずれも世帯支援)
③重層支援コーディネーターやその他分野支援との適切な連携に向けた研修会の開催
→3月実施（相談支援専門員13人参加）
④重層支援体制の本格実施
→重層支援計画策定済：世帯支援１件(障がい関係)</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>③(継続)
→未実施
④(継続)
→重層支援計画策定済：世帯支援０件(障がい関係)</td></tr>
</table>

No. 2

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>相談支援専門員の負担軽減策の検討</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td>部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>指定・委託・基幹相談支援における役割分担の整理及び効率化</td><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">・相談支援専門員数の維持に向けた事業所内の工夫もあり、委託相談支援の新規相談者の対応待機は見られていない。
・一方で複雑化したケースの増加や、相談支援専門員の入れ替わりなどで、相談支援専門員の負担感は慢性化している。特に初任者の育成や業務への定着に向けた支援体制が必要である。
・今後は事業所を越えたスキルの共有や、初任者へのフォロー体制の構築を行いながら、負担軽減につなげる。</td><td rowspan="5">・担当ケース数の平準化など、特定の相談支援専門員、特定の事業所にケースが偏らないようにしてほしい。
→検討する。

・地域全体で人材育成する意識が必要で、法人任せにしていてはいけないと思う。
・各相談支援事業所によってバラツキが顕著である。支援の標準化と平準化を図るべきかと思う。底上げを図る具体的な手立てが必要ではないか。
・相談支援専門員によって援助スキルの差がかなりあるように思われる。負担軽減は当然必要だが、援助スキルを身に着けていることにも取り組んでいただきたい。
→基幹相談支援センター事業として人材育成を継続していきたい。

・各相談支援事業所とも相談支援専門員の確保及び業務の効率化に苦慮している現状にある。相談支援専門員の負担軽減のためには相談業務の効率化が肝要なことから、次期計画では相談業務の効率化(作成書類の簡略化、IT機器の導入など)のための具体的な手法を検討することを望む。
→活用可能な制度を利用できるよう情報収集し事業所と共有していきたい。あわせて事務の進め方について事業所間で情報共有し、負担軽減につなげたい。今期の取組を継続する。

・相談の待機が見られないことから「A」は妥当　実績に新規相談件数、待機件数を示してはどうか。
→参考とさせていただく。

・それぞれの事業所の規模や能力に応じたケースの配分を考えていかなければ、事業そのものが連鎖的につまずいてしまうのではないか心配である。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①人員配置の適正化に関する情報共有(委託相談支援)
→実施(11月)
②困難ケース情報共有会の定期開催(基幹相談支援)
→実施(12月、1月)
③保護者に対するコミュニティ支援の検討
→未実施</td><td colspan="2" rowspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性

基幹相談支援センター事業により人材育成に向けた取組を継続、充実させる。特に初任者の育成や業務への定着に向けた支援体制を重点的に取り組む。
また、スキルの平準化に向け、各事業所との取組内容の共有の場を定期的に設ける。</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>②(継続)
→10月実施
③(継続)
→重度障がい・医療的ケア保護者の会とのふれあいトーク(６月実施)
→コミュニティ支援ワーキングの開催(10月実施)
④相談業務データ化の促進(指定相談支援)
→データ化推進ワーキング(2月実施)</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>②(継続)
→未実施
③(継続)
→医療的ケア保護者の会への出席（４月実施）
④(継続)
→未実施</td></tr>
</table>

No. 3

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>相談支援専門員の育成・確保の促進</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td>部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>新規指定相談支援事業所の開設支援(10月まで)
事業所による協働相談支援体制実施に向けた支援(11月から)</td><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">・新規相談支援事業所として１事業所が開設したが、複雑化したケースの増加や、退職等により、依然相談支援専門員数が足りない状況である。
・相談支援専門員の育成・確保に向け、まずは収入の安定と地域全体でのスキルの共有を目的に、市内相談支援事業所全体で協働相談支援体制実施を目指すこととなった。
・次期計画期間中の体制構築を目指し、支援する。</td><td rowspan="4">・相談支援の協働体制は現時点で中身が明確ではないため、本当に協働体制を組むことが有益なのかどうかの判断が難しい。
→今年度の学習会（7/23実施）等を通じ内容について理解を深めた上で判断をしていただきたい。

・次期計画には、相談支援専門員の育成のための具体的な手法等について検討することを望む。
・相談支援専門員の数の確保に加え、援助スキルを身に付けることも必要と思われる。質量の確保どうするか。
→協働支援体制構築に向けた必要な支援や、基幹相談支援センター事業における人材育成の取組を着実に進めていく。

・目標達成につき「A」評価妥当　依然相談支援専門員が足りない状況にあるのであれば何人必要で何人不足しているかを目標にしてはどうか。
→次回目標を設定する際の参考とさせていただく。

・新潟県内、ましてや三条市だけで人材を育成・確保するのは限界があるのではないか。そういう団体はないのかもしれないが、相談支援員の職業連盟、信越ブロックとか、北関東ブロックとか、他の組織の研修できる場を確保して活用していければ、少しは良くなっていくのではないか。
→参考とさせていただく。

・施設側の都合で相談員さんが何度か変更になったが、親としてはその度に説明が必要で本人のことを分かってもらうのは大変である。
→貴重な意見として受け止める。

・三条市で協働体制を組むことで、ケース対応力の向上と人数が少ない事業所の収入増につながると思うので、是非進めてほしい。あわせて担当ケース数の平準化も検討するとよい。

・協働体制をとることで報酬も増えるし、他の相談支援事業所のノウハウを知ることができることはメリットである。ただ、相談支援事業所の力量の評価と差をなくす手立ての検討は必要だと思う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>指定相談支援事業所の新規開設：１事業所(10月まで)
→(月岡倶楽部相談センター)開設(9月)
協働相談支援体制の情報交換・意見交換の場の設定(11月から)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①開設支援策に関する情報収集及び検討
→一部実施(情報収集)</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)(10月まで)
→事業所開設支援ワーキングの開催(5月実施)
②協働相談支援体制に関するワーキングの開催(2月実施)</td><td colspan="2" rowspan="2">協働支援体制構築に向けた必要な支援や、基幹相談支援センター事業における人材育成の取組を着実に実施していく。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>②(継続)
→協働相談支援体制先進事例学習会の開催（7月実施）</td></tr>
</table>

No. 4

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>基幹相談支援センターのアドバイス機能を補完する取組の推進</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="2">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>指定・委託・基幹相談支援における役割分担の整理及び効率化</td><td rowspan="3">A</td><td rowspan="3">・精神科医療アドバイザリーによる専門的助言を受け、精神障がいに係る困難ケースで支援が前進したケ事例があった。
・直営による基幹相談支援センター事業の実施形態においては、実務に即した知見が十分とは言えないことから、今後も精神科アドバイザリーや主任相談支援専門員へのアドバイザリー委託の取組を継続し、基幹相談支援センターの機能を維持する必要がある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>基幹相談支援センターのアドバイザリー委託：精神科医療機関１か所、相談支援事業所(主任相談支援専門員)１か所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①精神科医療機関へのアドバイザリー委託の実施
→助言ケース：11件</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→助言ケース：３件(２月末時点)
②相談支援事業所(主任相談支援専門員)へのアドバイザリー委託の検討
→相談支援ワーキングの開催(5月実施)</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性
直営による基幹相談支援センター事業の実施形態においては、精神科医療等、専門性が強く求められる領域について、知見を補完しつつ体制を整える必要がある。今後も精神科アドバイザリーや主任相談支援専門員へのアドバイザリー委託の取組を継続し、基幹相談支援センターの機能を維持する。</td><td rowspan="2">・助言を受ける仕組みが不透明なように感じられる。
→基幹事業担当がケースの相談を受け、専門的知見を求められ、助言等に迷う際に、精神科医療機関や主任相談支援専門員へケースを相談し、アドバイスをもらった上で、対応を行っている。

・精神科医療機関アドバイザリーでは、どんなことをアドバイスを受けているのか知りたい。
・ある程度、アドバイザリーからの助言で前進したケースをいずれはまとめて、いつでも確認できるケーススタディのような冊子、本を使って職員同士で共有するのがよいのではないか。
→「依存症患者への対応方法」、「受診拒否がある精神疾患患者へのアプローチ方法」、「精神障がい者への事業所内での対応方法」などに関して専門的知見から助言をもらった。助言内容を共有する仕組みを検討したい。

・基幹相談支援センターの機能をずっと直営で運営していくのか、いずれは社会福祉法人等へ委託したいと考えているのか知りたい。
→次年度から委託することは考えていないが、中・長期的に考えたとき、市内社会福祉法人の状況等を情報収集しながら検討し、適切に判断したい。

・R7年度末時点で相談支援事業所へのアドバイザリー委託が実施されていないことから評価「B」が妥当
※別途スケジュールに目標に委託の実施時期の定めがあれば「A」で妥当
→R7年度末時点で委託に関する詳細が決まったことから評価は「A」とする。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①(継続)
→助言ケース実績：１件
③相談支援事業所(主任相談支援専門員)へのアドバイザリー委託の実施
→対応ケース実績：０件（体制構築済）</td></tr>
</table>

No. 5

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>ともまち条例に基づく取組の着実な実施</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="2">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>障がいのある方に対する「障壁」の解消</td><td rowspan="3">C</td><td rowspan="3">・フォーラムの開催や出前講座等の継続によって、ともまち条例を認知している市民は少しずつ増加している一方で福祉分野に関心の少ない層には周知が行き届いていない。
・合理的配慮の不足について、当事者や地域関係者との意見交換により、意見の集約を行ったが、関係機関への協力依頼は十分にできていない。
・フォーラム等のともまち条例の周知・啓発につながる活動は継続する。
・各関係機関へ障がいのある方への合理的配慮の協力を依頼し、合理的配慮の推進に取り組む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>ともまち条例を知っている人の割合：25%
(R7年度末：20%)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①　共生社会の実現に向けた基本施策の実施
②　障がい者と地域関係者との意見交換会の開催
→　１月実施</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)　※　別紙２参照
②(継続)
→６月、2月実施
③意見交換会での意見を集約　※　別紙3参照
④要望を各課及び関係機関に働きかけ　※　別紙3参照
→ＪＲへの要望(５月実施)
→スローショッピングの実施に向けた打合せ(3月実施)</td><td rowspan="2">・目標数値について今期計画では、ツナガルフォーラムでのアンケート結果を基に基準値を定めていたが、福祉分野に関心の少ない層も含めた条例認知度を確認するためには、広く市民に対して認知度を確認する必要があるため、次期計画では、認知度を目標数値とするのであれば、基準や根拠の考え方を変更し、市民全体への周知が確認できる手法を提案していく。
・出前講座等の周知・啓発活動は継続していく。
・ツナガルフォーラムについては、今後も継続していく予定であるが、内容については、成功事例だけでなく、普段の生活の中で障がいのある方が困っている現実もあることを踏まえた発信のあり方について検討していく。
・これまでにいただいた当事者側からの合理的配慮に対する御意見を基に、関係各所への実態確認も含めた協力依頼を行っていく。
・一方で、相談にいけない、フォーラム等のイベントに参加できない、当事者団体に属していないなどの意見や気持ちを伝えたくても様々な要因で伝えられない、伝えることを諦めてしまっている当事者の方がいることを踏まえ、ワーキンググループ等を活用した、更なる情報収集を行い、取組に反映させていく。
・条例の存在や条例の中身について、周知・啓発に向けた取組の手法を部会内で協議し、具体的な取組内容について検討し実行に移していく。</td><td rowspan="2">・目標数値等の欄の実績のはかり方について部会で議論があったと記憶しているが、自身は異論ありません。ただ何による数値なのかを注記した方がよいのではないか。
→目標数値については修正を含め、基準を明確に示したい。
・最近のともまち条例についての話し合いはともまち条例をどうしたいのか、という抽象的なものだが、そもそもそういった展望は策定段階で決まっていなかったのか。
→条例をどうしたいということよりも、条例の中身である合理的配慮の推進について現状を調査しつつ対策を議論し取組に反映させていきたい。
・ともまち条例の趣旨から、差別解消や合理的配慮の不提供の禁止などは当然としても、障がい当事者の理解という点で何か手立てがないかと感じる。三条市において障がい当事者が活躍する場がどのくらいあるのか。支えられる側としての存在だけではなく、当事者が活躍できる環境や、活躍する場を提供することができると、理解が進むのではないかと感じる
→市としても当事者の活躍の場を広げることについては同意見です。具体的にどのような環境や場が提供できると良いのかについては議論を進めていきたい。
・条例の周知よりも障がいの有無に関わらず皆が住みやすい町は何かを検討した方がよい。要望は一部の障がい者のものでしかないことを念頭に置いた方がよい。合理的配慮は話し合いのプロセスにおいて相互理解を深めることだと考えるが、その話し合いのプロセスに注目する取組はどうか。例えば、出張相談会やツールを使っての相談など相談しやすい環境を作ること。そして話し合いプロセスの共有や周知によって広く市民に知ってもらう機会とするなど。
→今後部会を含めた協議の場で検討していきたい。
・評価としたらCではないか。権利擁護部会で何を言っても暖簾に腕押しである。市にはきちんと意見を受け止め、施策に反映させてもらいたい。
→意見の受け止め、施策への反映については、市と関係機関のそれぞれの役割分担の中で市が対応すべき部分については、対応していく。
・⑤要望書に対する回答をいただけるように、回答をいただける見込みの時期はいつ頃になるのかを要望書のなかに盛り込んではどうか。
→合理的配慮に対する協力依頼を行っていく中で、各関係機関に対しては現状の課題や今後対応について工夫できることや市への要望を回答表を作成して提出をお願いする予定である。
・目標である条例の認知の割合20%が達成されたか否か判定不能。「B」とする根拠も不明。
・別の視点から目標設定してはどうか。
→目標の設定については根拠や基準について再度検討していきたい。
・ともまち条例の理念を市民・団体に根付かせるには、あくまでこういう条例があるけれども他人事で終わらせるのではなくて、誰しもが関わっていることなのだという意識付けをどうやって浸透させるかが鍵となるのだろう。
→条例の周知とともにその中身について理解が得られるよう取組を検討し、実践していきたい。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①（継続）
②（継続）
→６月　医師会・医療機関に向けた合理的配慮に関する協力依頼文について、相談支援事業所・市内医療機関との意見交換を実施
③意見交換での意見を集約、依頼文の修正を実施
④（継続）
→昨年度までに集約された意見と本年度の意見交換で得た意見を基に医師会・医療機関に向けた合理的配慮に関する協力依頼文を準備
⑤協力依頼文を関係機関に送付
→準備が出来次第、関係機関に送付する
→８月の市医師会理事会にて、承認
→８月７日に市内医療機関へ発送、８月26日締切りで回答をもらう
　併せてともまち条例のチラシ、パンフレットを各医療機関に掲示してもらえるよう依頼した</td></tr>
</table>

No. 6

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>虐待の早期発見・相談対応のための関係機関の連携強化</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="6">・虐待ケースの対応について、相談支援でケース検討、振り返りなどで予防策まで考えられるようにしたらどうか。虐待ケースの判定のプロセスが分かりにくいのではないか。
→予防の視点を持つことは重要であると考えるため、取組を検討したい。通報段階においては、疑いのある時点で通報をいただくよう周知を行っている。

・R8に「①」の検討会開催がなくなり、今後の取組方針にも触れていない。目標と齟齬が生じないか。
→参加事業所の負担を考慮し①検討会を②共有に置き換え実施することとしてきた。今後は検討会とするか共有の機会の確保とするか、事業所側の実情に鑑み検討していきたい。

・数が増えているからであれば、それは、近年、急に虐待が増えたわけではなく、埋もれていたものが出てきたからであり、よいことと思われる。
障害者虐待においても、福祉課だけでなく、高齢者虐待のように弁護士による視点も入れて検討した方がよいのではないか。

・虐待をしたくて虐待している人はいないと思う。対応に困ってしまって、不適切な対応になっていると思うので、究極は適切な支援がいきわたることなのではないか。

・R7ケース検討会は未実施で共有件数も目標に遠く及ばず「C」評価は妥当

・支援者から障がい者だけでなく、障がい者から支援者への暴力についても、同じく重要な課題として捉えていくべきではないか。
→事業所内でのリスクマネジメントと困難ケースへの対方法等の観点であり、障がい者虐待の観点とは異なるためこの項目での取扱いは差し控えるが、個別ケースへの対応に関する相談として市へ相談いただきたい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>虐待事案のケース検討・共有</td><td rowspan="2">C</td><td rowspan="2">・虐待通報件数はR5：28件、R6：43件、R7：33件と増減を繰り返しているが、ほとんどが警察からの通報によるもの。ただし、年々相談支援専門員やサービス事業所職員など、支援関係者による通報が増加している。
・定期的な周知啓発や、実際のケース対応の流れを支援関係者とより多く共有することで、早期発見・早期相談につながると考えられることから、取組を継続する。
・予防策を意識できるような取組が必要である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>ケース検討会・共有件数：15件／３年
→共有件数６件(R8.３月時点予定)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内

容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①関係機関による虐待ケース検討会の開催(５件程度)
→未実施</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→未実施
②関係機関へ虐待ケース共有及び早期発見・早期通報に向けた協力の依頼
→実施(3月実施)</td><td colspan="2" rowspan="2">支援機関への定期的な周知啓発や、ケース対応の流れの共有により、早期発見・早期相談につなげる。また、予防の視点を持ちケースへ対応するための取組を検討する。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>②(継続)
→未実施

※①検討会を②共有に置き換え実施する。</td></tr>
</table>

No. 7

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>中核機関と連携した成年後見制度等の利用促進に向けた取組の実施</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="5">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>・中核機関(※)は直営(地域包括ケア推進課)で実施しているが、令和７年度から一部の機能を委託する予定(委託先は三条市社協を予定)
・専門職団体や当事者等団体などから構成される「権利擁護のための地域連携ネットワーク協議会」において、市の権利擁護施策、成年後見制度の利用促進に関する意見、中核機関の取組状況についての進捗管理、関係機関同士の情報共有と連携促進を図っていく。
※中核機関・・・各市町村に設置する権利擁護の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制</td><td rowspan="2">B</td><td rowspan="2">・令和７年度から中核機関の機能拡充のため、三条市社会福祉協議会に事業委託し三条市成年後見支援センターを開設した。
・同センターにおいて、障がい福祉サービス事業所や障がいを持つ家族会等に対し、制度理解促進のための出張セミナーを開催するほか、市民・支援者両方に対し窓口やキントーンを活用した相談を実施している。
・一方で、制度の受け皿となる後見人等が不足しており、安定的な制度利用につなげるために、関係者と協力した法人後見支援員等の養成や市民後見人養成に向けた検討を進めていく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>今後開催される「権利擁護のための地域連携ネットワーク協議会」において、R11年度までの目標を設定する。
・成年後見支援センター窓口についての認知度：90%（R8年度末）
→87.8%（R7年度末現在、支援者向けアンケート調査）
・法人後見支援員新規登録者数：１人（R8年度末）
→３人（R8年７月１日現在）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①権利擁護のための地域連携ネットワーク協議会の開催
→10月実施
②受任調整会議の開催(３回/年)
→10･12･１月実施
③支援者向け研修会の開催
→３月実施</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→５月･10月
②(継続)
→ 6･7･8･9･11･12月実施
※原則毎月開催するが、案件がない場合は開催しない。
③(継続)
→R8.３月実施予定 (成年後見支援センター業務)
④三条市成年後見支援センターの開設(４月)
(市民向け一次相談及び支援者向け二次相談を兼ねる。)</td><td colspan="2" rowspan="2">制度の受け皿となる後見人等が不足しており、安定的な制度利用につなげるために、関係者と協力した法人後見支援員等の養成や市民後見人養成に向けた検討と取組を引き続き進めていく。
加えて、民法一部改正による制度の見直しを見据え、市民や専門職等への制度改正内容の周知とともに、後見制度終了後も地域における支援者や福祉・介護等支援者と共に本人を中心としたチームとして見守りや支援を続けていくための体制づくりに向けた検討を進める必要がある。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①(継続)
→５月･10月（予定）
②(継続)
→４・５・６月実施
※原則毎月開催するが、案件がない場合は開催しない。
③(継続)
→R９.３月実施予定 (成年後見支援センター業務)</td></tr>
</table>

No. 8

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>重度の障がい者の受皿の確保及びサービス事業所の負担軽減策の検討</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td>部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>・重度障がい者の歯科診療体制の整備
・生活介護事業所におけるリーダー人材の育成</td><td rowspan="4">C</td><td rowspan="4">・関係者において歯科センター開設に向けた検討が継続されている。
・サービス事業所向けに重度障がい者の受入れについて先進事業所の視察や基礎研修を行い、地域全体での意識醸成やスキルの底上げを図ることができた。
・生活介護事業所におけるリーダー人材の育成に向けた研修を今年度実施予定。個別性に応じた、より効果的な研修とするために、受講事業所数を２事業所までとする予定である。そのため今年度中の目標の達成は難しいことから、今後も継続して実施していく。
・受け皿確保や負担感の軽減まで至っていない現状から取組の継続が必要である。</td><td rowspan="4">・強度行動障害の状態にある方の支援についての取組は、着実に進んでいる。当施設も可能な限り協力したい。

・重度障がい者の受け皿確保に向けて、取組を継続してほしい。

・②強度行動障がい者対応研修のフォローアップ研修並びに未受講者の研修は日々の対応につながる効果があり、継続することが重要である。

・評価妥当　目標にしている研修受講者数についてR7実績を示してほしい。
→R7年度までは個人のフォローアップや事業所のスキル底上げに向けた取組であったため、リーダー人材の育成の取組を行うことができなかった。そのためR7年度末時点の研修受講者数は0人。

・歯科の他にも医療の受け皿（医療機関の理解不足によるもの）はあると思うが、それについてはどうするのか。
→ともまち条例の取組の中で理解促進を図っていきたい。

・強度行動障がいだけでなく、触法の方を受け入れられる施設の検討も必要だと感じる。
→支援が必要な触法障がい者は一定数いる。施設の受入体制の検討とともに相談支援機関や医療機関、居住支援機関等の連携は必要である。検討する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>・重度障がい者に対応した歯科センターの開設：１箇所(※時期未定)
・研修受講者数：９人(生活介護１事業所につき１人受講)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内

容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①三条市歯科医師会への支援・協力
→実態把握調査(５月実施)
②県強度行動障がい者支援研修受講者に対するフォローアップ研修の実施
→未実施
③強度行動障がい者支援における先進事業所視察の実施
→未実施
④強度行動障がい児・者支援に関する情報交換会の開催
→２月実施</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→歯科医師会主催勉強会への出席(10月)
②(継続)
→２月実施　※県研修未受講者も対象とした。
③(継続)
→(福)新潟太陽福祉会視察(12月実施)</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性

重度障がい者の受け皿確保や負担感の軽減に向け、生活介護事業所におけるリーダー人材の育成に関する取組を継続する。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①(継続)
→歯科医師会主催情報交換会への出席(６月)
②(継続)
→講師打合（6月実施）※9･10･11･2月に４回講座で実施予定</td></tr>
</table>

No. 9

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>強度行動障がい者及び医療的ケア者の受皿の確保に向けた事業所への新たな事業展開の働きかけ</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td>部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>強度行動障がい者や医療的ケア者を含む重度障がい者のサービス定員拡充</td><td rowspan="2">B</td><td rowspan="2">・強度行動障がいに対応したグループホームは11月に、生活介護事業所は５月に開設した。引き続き、施設の利用状況など注視しながらサービス提供体制の確保に努める。
・医療的ケア児の保護者のレスパイトを目的に、医療的ケア児を対象とした日中一時支援事業をR8年４月から開始した。
・短期入所施設については、県央圏域で受皿が不足していることから、県立吉田病院での受入れについて引き続き県に要望していく。</td><td rowspan="4">・強度行動障害の状態にある方の支援についての取組は、着実に進んでいると思う。当施設も可能な限り協力したい。

・医療的ケアの支援については、三条市独自に動きがあってよいと思う。県央圏域でも課題として考えているので、地域振興局とも情報を共有しながら課題解決できるとよい。
→県主催の県央圏域障害者地域生活支援連絡調整会議で地域振興局と情報を共有したい。

・数字上は着実にサービスは増えているように見えるが「Ａ」評価かというと疑問が残る。現状を確認したい。（医ケア児の対応はできるが者はどうか、利用実績　など）
→目標数値に記載のとおり、医療的ケア者については、経験を積んだ上で受入れを開始する予定である。

・評価妥当

・施設やグループホームがたくさんでき、本人に合う所が選べるようになるとよい。

・強度行動障害だけでなく、触法の方を受け入れられる施設の検討も必要だと感じる。
→支援が必要な触法障がい者は一定数いる。施設の受入体制の検討とともに相談支援機関や医療機関、居住支援機関等の連携は必要である。検討する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>強度行動障がいに対応したグループホーム・生活介護事業所の開設：１か所
※医療的ケア者については、経験を積んだ上で受入れを開始</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内

容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①開設に向けた施設整備支援(施設建設費補助金の交付)</td><td colspan="2" rowspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性

必要に応じて日中一時支援を利用していただけるように医療的ケア児の保護者に周知していく。</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>②生活介護：月岡倶楽部の開設(５月)定員20人
③日中支援型グループホーム：月岡倶楽部の開設(11月)定員20人
④短期入所：月岡倶楽部の開設(11月)定員２人
⑤県央圏域内医療機関へ医療型短期入所の開設を要望(新潟県)
→７月～12月実施</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>⑥医療的ケア児を対象とした日中一時支援事業の実施(市内法人)
→4月に開設（6月末時点で利用者なし。医療的ケア児の保護者に個別に周知済。）</td></tr>
</table>

No.10

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>強度行動障がい者の支援における中核人材の育成</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="2">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>生活介護事業所におけるリーダー人材の育成</td><td rowspan="3">C</td><td rowspan="3">・サービス事業所向けに重度障がい者の受入れについて、先進事業所の視察や基礎研修を行い、地域全体での意識醸成やスキルの底上げを図った。
・生活介護事業所におけるリーダー人材の育成に向けた研修を今年度実施予定。個別性に応じた、より効果的な研修とするために、受講事業所数を２事業所までとする予定である。そのため今年度中の目標の達成は難しいことから、今後も継続して実施していく。
・地域全体で職員の専門的スキルの向上が必要であることから、リーダー人材の育成等の継続が必要である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>研修受講者数：９人(生活介護１事業所につき１人受講)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①県強度行動障がい者支援研修受講者に対するフォローアップ研修の実施
→未実施
②強度行動障がい者支援における先進事業所視察の実施
→未実施
③強度行動障がい児・者支援に関する情報交換会の開催
→２月実施</td><td colspan="2" rowspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性
地域全体で職員の専門的スキルの向上に向け、生活介護事業所におけるリーダー人材の育成に関する取組を継続する。</td><td rowspan="3">・前項でも触れたが、強度行動障がいのある方の支援ができる人材の育成は法人任せにしていても進まないと思うので、この取組を継続してほしい。

・①強度行動障がい者対応研修のフォローアップ研修並びに未受講者の研修は日々の対応につながる効果があり、継続することが重要である。

・生活介護事業所が「強度行動障がい者の受け皿になる」という考えを持っているか再確認が必要ではないか。「気持ちはあるけど現実は無理」と考えているかどうか再アセスメントが必要である。（実現性のある施策にしていくべきである）
→取組を継続する中で必要に応じ実施を検討する。

・評価妥当　目標にしている研修受講者数についてR7実績を示してほしい。
→R7年度までは個人のフォローアップや事業所のスキル底上げに向けた取組であったため、リーダー人材の育成の取組を行うことができなかった。そのためR7年度末時点の研修受講者数は0人。

・強度行動障がいにならないよう、小さい頃から育て方を保護者に伝えてほしい。

・触法の方を受け入れている施設の見学なども検討してみてはどうか。
→参考にさせていただく。</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→2月実施　※県研修未受講者も対象とした。
②(継続)
→(福)新潟太陽福祉会視察(12月実施)</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①(継続)
→講師打合（6月実施）※９・10・11・2月に４回講座で実施予定</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

No.11

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>介護保険事業所に対しての共生型生活介護サービス及び基準該当生活介護サービスの参入の促進</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td>部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>共生型・基準該当生活介護サービス事業所の指定支援</td><td rowspan="3">C</td><td rowspan="3">・現時点で基準該当生活介護事業所数は９事業所
・相談支援事業所と情報を共有しながら働き掛けは行っているが、新規参入には至っていない。
・入浴サービスを必要とする利用者の安定的なサービス量の確保には至っておらず、取組の継続が必要である。</td><td rowspan="5">・65歳以上の障がい者のスムーズな介護保険移行ができるとよい。

・介護が必要になる障がい当事者は増えていると感じている。また、自宅での入浴が困難な方もいる。既存のサービスを活用していくことも方法だと思うので、この取組を進めてほしい。またそのためには介護保険サービスを実施している事業所の方に障がい当事者への理解促進も必要である。
→取組を継続していきたい。

・働きかけの内容はわからないが、介護保険事業所に対する勉強会を開いてはどうか。高齢介護課の協力を得てはどうか。
→検討したい。

・評価妥当</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>共生型・基準該当生活介護サービス事業所数：10事業所→13事業所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内

容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①相談支援専門員と連携した新規指定の働きかけ
→未実施</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→働き掛けを行った事業所数：２事業所</td><td colspan="2" rowspan="2">より効果的な手法を検討した上で取組を継続する。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①(継続)
→未実施</td></tr>
</table>

No.12

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>既存資源の活用による、地域全体での緊急時の受入体制の強化</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="5">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>地域生活支援拠点等の充実</td><td rowspan="3">C</td><td rowspan="3">・地域生活支援拠点等登録事業者への登録へ呼び掛けは行っているが、増減はない状態である。
・緊急時の支援体制の充実に向けた取組については、情報収集や制度設計に時間を要し、大きく前進させることができなかった。
・有事の際に既存の仕組みが十分に機能するとは言えない状況である。訪問体制のスムーズな運用までには時間を要すると考えられることから、継続した取組が必要である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>地域生活支援拠点等登録事業所数：17事業所→20事業所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①地域生活支援拠点等登録事業所連絡会の開催
→未実施
②緊急受入事前登録ケースの情報更新作業
→実施(Ｒ2･3年度登録者の情報更新)
③未登録事業者への登録案内の送付
→３月実施</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→緊急受入体制ワーキングの開催(５月実施)
②(継続)
→３月実施(Ｒ4･5年度登録者の情報更新)
③(継続)
→3月実施予定
④居宅介護事業所に対する緊急時訪問体制の意見交換会の開催
→緊急時訪問体制ワーキングの開催(5、７月実施)</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性

訪問体制のスムーズな運用と共に、定期的に支援に携わる関係機関と体制の検証を行い、充実したものとなるように取組を継続する。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの
実績】</td><td>①(継続)
→未実施
②(継続)
→下半期実施予定
③(継続)
→未実施
⑤緊急時訪問体制の事業説明(上半期予定)
→未実施
⑥緊急時訪問体制の運用開始(下半期予定)
→未実施</td></tr>
</table>

・三条市は近隣の他市と比べても緊急受け入れの体制は整っていると思う。受け入れの実績もあり、その都度状況を検証していけるとよい。この取組の究極の目的は「緊急受け入れを生まない体制」だと思うので、検証で得られたことを日常の支援に活かしてほしい。
→定期的に支援に携わる関係機関と体制の検証を行い、充実したものとなるように取組を継続する必要がある。その後予防に向け取組を進められるとよいと考える。

・事業所の管理者、法人等の幹部の方々に働きかけを行い、広く理解を求めてはどうか。
→参考とさせていただく。

・緊急受け入れを登録した方について、事前に提供される情報が少ないとの意見を聞いている。（食事面など特に)緊急で受け入れをするわけですので、受け入れ側の不安が少しでも軽減できるような体制を準備してほしい。
→定期的に支援に携わる関係機関と体制の振り返り、検証を行い、充実したものとなるように取組を継続する必要があると考える。その中で事前提供する情報の整理も行っていきたい。

・有事の際に事業所だけでカバーできない点もあるから、その意味でも、ともまち条例の取組みとして、障がい者に対する理解を市民に広めることが大事ではないか。

・保護者の入院等の対応は相談支援員や医療機関のソーシャルワーカーの連携が必要となるため、連携しやすくなるようにひめさゆりネットの利用ができるようにしてはどうか。
→障がい者支援におけるひめさゆりネットの活用の利便性・実効性について検証した上で検討していきたい。

・既存資源では厳しいのではないか。

・評価妥当

No.13

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>GHの拡充やサテライト型住居の活用促進等による地域における受入体制の充実</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="2">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>地域生活支援拠点等の充実</td><td rowspan="3">A</td><td rowspan="3">・障がいの状況やサービスの利用希望及び利用見込量を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、居住の場の確保を図った。引き続き、施設の利用状況などを注視しながらサービス提供体制の確保に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>・日中支援型グループホーム：20床増床
・グループホーム：10床増床→22床増床(R7年度末時点)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①グループホーム：アザレアそらとの開設(R6.7月)定員５人
②グループホーム：ドッグテラス三条柳沢の開設(R7.1月)定員７人
→実施</td><td rowspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td><td rowspan="3">・グループホームの数そのものは、着実に増えているが、重度の障がいがある方が利用できるホームは少ないと思う。
・必要な方に必要な支援が行き届くことが重要と思うが、相談支援をするなかで、どんな人でもグループホームがゴールではないと感じている。
・グループホーム一辺倒の地域生活支援にならないようにしてほしいと思う。そのために何が必要かを地域で考えていけるとよい。

・グループホームが増えていることはよいことだと思う。障がいのある方が地域で暮らすには必要不可欠である。これからは質の担保も大事だと思う。

・増床の目標達成により評価「A」は妥当

・着々とグループホームが開設され、とても安心できる。周りの住民の理解もあり、建設ができているのだろうと察する。
→開設事業所は地域住民などへ丁寧な説明をしていることもあり、建設から開設後についても理解が得られている。

・市外のグループホームに入らなくてもよいよう、三条にもたくさんグループホームができてほしい。</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>③グループホーム：グループホームのどかの開設（９月）定員４人
④日中支援型グループホーム：月岡倶楽部の開設(11月)定員20人
⑤グループホーム：いんくる三条さんちくの家の開設(12月)定員６人</td><td rowspan="2">今後も地域移行の取組が進み受皿としてのグループホームが必要なことから、グループホームの新設事業所に対して、市の障がい者支援施設整備事業費補助金を活用いただくなどサポートしていきたい。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>－</td></tr>
</table>

No.14

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>高齢者の支援機関との連携強化による介護保険制度への移行の円滑化</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td>部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>介護保険制度への移行取扱いの周知・徹底</td><td rowspan="2">B</td><td rowspan="2">・介護保険制度への移行や高齢福祉サービスへ移行する必要がある人については、担当する相談支援専門員を中心に、適宜移行に向けた本人・家族への制度説明や調整が行われている。
・今後も介護保険制度への理解を深めながら、必要な方へ移行に向けた調整を行う。</td><td rowspan="5">・よりスムーズに移行可能な流れを整備する必要があると考える。
→介護保険への移行に向けた手順等を定期的に相談支援専門員と共有していく必要がある。

・介護保険への移行者は本当に年１人でよいのか。高齢分野と障がい分野合同で介護保険と障害福祉の連携について学ぶ機会が必要である。
→障がい者への費用負担が大きくなることが移行が進まない主な要因であると認識している。介護保険に移行した際のメリット等丁寧な説明と、段階的に移行するなどの調整を行いながら、不安なく移行できるよう取組を進めたい。その中で必要に応じて高齢分野との連携強化に向けた取組を行いたい。

・R7年度実績は目標に達していない。評価は「B」又は「C」となる。
→御指摘のとおり、R7年度末時点では移行者１名であり目標数値を達成できていなかったため、評価を「B」に修正する。

・親が元気なうちに、介護保険の移行を説明してほしい。

・障がいのある方も65歳を過ぎれば高齢者である。どんな方も介護保険のサービスに移ればよいということではないが、障がいがあっても、必要な時には介護保険のサービスが利用できるようになれるとよい。

・そのためには、他の項目でも述べているように、障がいのある方の理解ということが重要になると思う。介護保険の事業所のスタッフやケアマネジャーが正しく理解して、必要な時に利用できるような地域になるとよい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>介護保険サービス移行者数：２人／年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①65歳以上障がい福祉サービスのみ利用者の介護保険制度への移行可否点検
→実施（移行者２人/年）</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→実施(移行者１人/年)</td><td colspan="2" rowspan="2">必要な方への適切な制度利用を支援するため、引き続き障がい福祉の支援者側が介護保険制度への理解を深め、移行手順の定期的な確認等を行っていく。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①(継続)
→実施（移行者２人/年）</td></tr>
</table>

No.15

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>精神障がい者の地域移行・地域定着の促進に向けた関係機関の連携と支援体制の整備</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="2">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>地域移行支援・地域定着支援の利用促進</td><td rowspan="3">C</td><td rowspan="3">・地域移行支援の支給決定者数が低調である。しかし、退院等による地域移行に向けた必要な支援は支給決定のない中で行っているケースもあり（委託相談支援として支援）、一概に必要な支援が行き届いていない状況とは言い難い。
・他方、精神障がい者への地域の障がい理解や、サービス等受皿の支援者側のスキルは十分とは言えず、安心して地域生活を送れる体制の構築に向け、引き続き取組が必要である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>・地域移行支援支給決定者数：５人／３年
→R６年度：1人/年、R７年度：1人/年(1月末時点)
・地域定着支援支給決定者数：９人／３年
→R６年度：4人/年、R７年度：4人/年(1月末時点)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①地域移行支援・地域定着支援の共通マニュアルの作成、配布
→未実施</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→３月配布
②入院患者と地域のピアサポーターとの交流会の開催
→未実施　※三条地域振興局との共同開催を検討(R8年度実施予定)</td><td colspan="2" rowspan="2">より多くの相談支援専門員から、個別給付として報酬が得られる地域移行支援のフレームの中で支援に入っていただけるよう、取組を継続する。並行して受皿となる地域へは障がいの理解促進に向けた取組や、受け皿となる事業所にはスキルの底上げに向けた取組を行う。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>②(継続)
→未実施　※三条地域振興局との共同開催を予定
③退院後の受け皿となるグループホーム職員を対象とした意見交換会の開催
→６月実施</td></tr>
</table>

・委託相談支援として支援ということは、それだけ相談支援専門員の負担が増大していることでもあるのではないか。精神障がい者や発達障がい者への理解や受け入れの促進は早急に進めて行く必要がある。
→相談支援事業所から、委託相談支援ではなく個別給付として報酬が得られる地域移行支援のフレームの中で支援に入っていただけるよう、基幹事業の中で必要な支援をしていきたい。並行して受皿となる地域へは障がいの理解促進に向けた取組が必要であると考える。

・精神科病院に長期入院されている方の多くは65歳以上の方と聞きます。地域移行支援を利用して退院し介護保険のサービスを利用することも想定されるのではないか。
・また、退院日が決まっているため、制度に乗せてじっくり支援するということができない場合もあるとのこと。長期入院の方については、医療機関との調整を基幹相談支援センターなりができるとよいのではないか。
→役割の棲み分けのため、基幹が個別給付としての地域移行支援を実施することは予定していないが、地域移行支援を行う相談支援事業所に対し医療機関との調整へのバックアップは行っていきたいと考える。
・また、地域移行支援対象者は精神科病院に入院されている方だけではない。施設入所の方も地域移行支援の対象である。これは感覚的なことで根拠はないが、施設入所支援の利用者の中に地域移行支援対象者がそれなりにいると思う。施設入所支援利用者に今後どんな生活を送りたいかの移行を聞くことが義務化されている。相談支援をする際にそのことを理解したうえで活動してほしい。

・新しいグループホーム（特に日中支援型）ができると申込が殺到している状況で職員の手が回らないように見える。グループホームのサビ管や管理者ではなく、現場サイドの声を拾うことも大事である。また、病院から地域となるとグループホーム一択なのもいかがか。本当の意味でグループホームから地域に戻る働きかけも検討すべきではないか。
→将来的にはグループホームから地域へ移行するための取組が必要になると思われるが、現段階ではグループホームの対応スキルの底上げ、スキルの平準化を目的とした取組が必要であると捉えているため、その取組を継続していきたい。

・現時点でも病棟では退院や社会に出ることを看護師やケースワーカー自体が諦めている風潮がある。希望を持ってもらう意味でも、入院患者と地域のピアサポーターとの交流会をぜひやってもらいたい。
→検討したい。

・これについてもともまち条例の取組みと関係してくるのではないか。

・評価妥当

No.16

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>障がい者福祉活動サポート交付金を活用した工賃アップの取組の推進</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td>部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>サポート交付金を活用した工賃アップ活動の促進</td><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">・各事業所において、様々な活動に交付金が活用されている。
・引き続き活動発表の場を設け、各事業所の取組を発信する機会を作り、工賃アップに向けた活動意欲の向上を図っていく。</td><td rowspan="4">・サポート交付金の交付を契機として、さらに事業所自ら（交付金に頼ることなく）工賃アップを図ることができるような工夫（取組）を支えていく必要がある。事業所の好事例を横展開するなどできるとよいのではないか。
→サポート交付金交付式の活動発表の場を活用し行っていきたい。

・サポート交付金によって、就労継続支援B型の工賃アップにつながっていると実感できる。ただ、重度の障がいがある方の支援に使えないのはどうなのか。何年も強度行動障がいのある方や、重症心身障がい児・者の環境整備に使えるようにしてほしいと訴えてきたが、受け入れてもらえない。基金の残高も減ってきていると聞いていますが、今一度検討をお願いしたい。
→サポート交付金はアークランドサカモト様の御寄附により創設し、障がい者の社会参加や自立支援を目的とする活動を支援するものです。具体の活動内容については個別に相談いただきたい。

・活動発表会に参加しているのは具体的にどのような方々なのか参集者を知りたい。
→県央福祉会、三条市手をつなぐ育成会、ひめさゆり福祉会、青空福祉会三条市社会福祉協議会、新潟県済生会、MARUYAMA、ベリーベリー工房８法人16事業所（令和８年度実績）

・工賃アップの取組の推進に対して、目標が活動発表会の開催回数は再考する必要がある。

・単に、「工賃アップしてくれ」では進まないと思われる。事業所と企業のマッチングや仕事のマッチングもあるだろうが、企業にメリットを感じさせ、工賃アップしようと思わせる具体的方策が必要ではないか。
→先日の連絡会で、企業側の話も聞いてみたいとの意見があった。機会があれば検討したい。

・目標達成につき「A」評価は妥当。ただ、活動発表会開催を目標にするのには疑義がある。交付金の活用実績の向上などを目標にしてはどうか。
→交付金の活用を向上させるのはもちろん、他事業所がどんなことをしているのかをお互いに把握し、刺激し合える場として活動発表を行っていきたい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>活動発表会：１回／年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①サポート交付金交付式に合わせた活動発表会の開催
→５月実施（参加事業所数：11事業所）</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→４月実施（参加事業所数：14事業所）</td><td colspan="2" rowspan="2">引き続き工賃アップに向けて、各事業所が様々な活動ができるよう、サポート交付金の活用を進めていく。事業所の好事例を横展開し、互いに刺激し合える場として活動発表を行っていく。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①(継続)
→４月実施（参加事業所数：16事業所）</td></tr>
</table>

No.17

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>共生社会推進企業との連携による製造品の販売機会の充実</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td>部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>・就労継続支援Ｂ型事業所の定期連絡会の開催
・自主製品の開発改善・販路開拓</td><td rowspan="2">B</td><td rowspan="2">・B型事業所の連絡会を開催することで、事業所間の情報共有や課題の整理を行うことができた。
・自主製品の開発、販路拡大については、難航している事業所もあり、効果的なやり方、対策を模索している状況である。
・今後もB型事業所連絡会の開催を継続し、課題の共有と対策を検討していく。</td><td rowspan="4">・就労継続支援B型事業所が情報共有する場がなかったので、よい取組だったと思う。ただ、「市役所は何をしてくれるの？」という雰囲気はある。事業所の参加者に当事者意識を持ち、自分たちで課題を解決するという雰囲気になるともっとよい。

・Ｂ型事業所連絡会をＲ6年度から行っているが、この期間で課題と対策をどのように検討したのか進捗はいかがか。
→事業所間での情報共有により、新規の受託開拓に成功した事業所があった。また、事業所見学・開放の希望が多数聞かれており、実現に向けて取り組んでいる段階である。単価交渉がどの事業所も難航していることを把握し、理事者と現場の意見を聞きながら方法を検討中である。

・事業所で作っていることも一つのアピール点とは思うが、それだけでは継続した購入にならないため、いい材料で、いい品物を作っていること、食べ物であればおいしくて安全など、障害者が丁寧に作っていることをアピールするのも一つの方法ではないか。
→６月に開催した連絡会で、新商品の開発だけに目を向けるのではなく、販売先・方法等についても情報共有できた。一緒に検討していきたい。

・目標数値15,900円／年をアップすることを目標にしているのか、県の21,778円／年にする目標なのか、目標が不明。単純にアップを目標とするなら目標達成で「A」評価
→新潟県の平均工賃に並べるよう取り組んでいきたい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>・作業工賃平均月額：15,900円／年
→Ｒ６年度実績：16,540円／年（新潟県：21,778円／年）
・虹のマルシェ、福祉ギャラリー等売上目標：3,000,000円／年
→R6年度実績：2,845,135円／年
→Ｒ７年度実績：4,381,990円／年(2月末時点)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①定期連絡会の開催
→5･7･11･1月実施
②就労継続支援B型事業所支援員研修会の開催
→11月実施</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→２月実施
(議題：①自主製品の開発改善・販路開拓、②共生社会推進企業(ツナガルカンパニー)との連携による販売促進、③受注元企業の開拓方法、④企業に対する単価交渉方法　)</td><td colspan="2">自主製品の開発改善に悩んでいる事業所が多く見られるため、事業所同士で意見交換・情報共有できる場として、引き続きB型事業所連絡会を開催する。工賃アップに向けて、様々な視点から意見交換をしていきたい。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①(継続)※Ｒ８年度は年２回開催予定
→６月に第１回を開催</td></tr>
</table>

No.18

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>受注元企業と受注内容の拡大及び受注単価の見直し</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="6">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>・就労継続支援Ｂ型事業所の定期連絡会の開催
・受託生産の改善・拡大</td><td rowspan="2">B</td><td rowspan="2">・B型事業所の連絡会を開催することで、事業所間の情報共有や課題の整理を行うことができた。
・受託における単価の見直しについては、単価交渉に難航している事業所が多く見られる。
・複数事業所に発注している企業を確認し、合同での単価交渉等が可能か検討していく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>・作業工賃平均月額：15,900円／年
→Ｒ６年度実績：16,540円／年（新潟県：21,778円／年）
・虹のマルシェ、福祉ギャラリー等売上目標：3,000,000円／年
→R6年度実績：2,845,135円／年
→Ｒ７年度実績：4,381,990円／年(2月末時点)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①定期連絡会の開催
→5･7･11･1月実施
②商工会議所を通じた民間企業との現状・課題の共有
→6月実施
③就労継続支援B型事業所支援員研修会の開催
→11月実施</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→２月実施
(議題：①自主製品の開発改善・販路開拓、②共生社会推進企業(ツナガルカンパニー)との連携による販売促進、③受注元企業の開拓方法、④企業に対する単価交渉方法)</td><td colspan="2">自主製品の開発改善に悩んでいる事業所が多く見られるため、事業所同士で意見交換・情報共有できる場として、引き続きB型事業所連絡会を開催する。工賃アップに向けて、様々な視点から意見交換をしていきたい。単価交渉については、各事業所の理事者と現場の両方の意見を聞きながら、方法を検討していきたい。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①(継続)※Ｒ８年度は年２回開催予定
→６月に第１回を開催</td></tr>
</table>

・就労継続支援B型事業所が情報共有する場がなかったので、よい取組だったと思う。ただ、「市役所は何をしてくれるの？」という雰囲気はある。事業所の参加者に当事者意識を持ち、自分たちで課題を解決するという雰囲気になるともっとよい。
・商工会等へのつなぎはぜひ行政が行っていただけるとよい。

・Ｂ型事業所連絡会をＲ６年度から行っているが、この期間で課題と対策をどのように検討したのか進捗はいかがか。
→事業所間での情報共有により、新規の受託開拓に成功した事業所があった。また、事業所見学・開放の希望が多数聞かれており、実現に向けて取り組んでいる段階である。単価交渉がどの事業所も難航していることを把握し、各事業所の理事者と現場の意見を聞きながら方法を検討中である。

・他の地域で、B型事業所で高い単価で受けているところはどういう努力をしているのか等を調べてみるのもよいのではないか。
→検討したい。

・利用者の高齢化やできる仕事の限度の変化に対応するために、定期連絡会のなかで複数の事業所で共同受注による大きな受注ができる仕組みづくり

・目標がNo.17と同じことから、No.17が「A」になるなら当取組も「A」にするべき。ただしこの目標が受注内容の拡大や単価の見直しにつながるものか疑問

No.19

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>精神・発達障がいの特性やニーズに応じた支援プログラムの導入</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="5">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>精神・発達障がい者向け支援プログラムの標準化</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">・SST研修を支援者向けに行ったのち、市内外事業所合同のSSTプログラムを実施した。
・引き続き事業所のニーズを確認し、精神・発達障がい者向けの支援プログラムを実施していく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>精神・発達障がい者向け支援プログラムの導入</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①精神・発達障がい者向け支援プログラムの検討、準備
→実施(意見交換会：６回、SST研修：１回、市内共通のｲﾝﾀｰﾝ計画票を作成)</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>②精神・発達障がい者向け支援プログラムの実施
→インターン計画票の内容決定(R8.4月から活用)
→意見交換会の開催(8・11・12・１月実施)
→SST合同プログラム(１月実施)</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性
引き続き支援プログラムを実施していく。実施した後のことについても、検討を進めていく。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>②(継続)
→未実施</td></tr>
</table>

・精神障がい者や発達障がい者の対応にはより専門的な知識が求められるため、精力的に進めてほしい。

・よい取組だと思うので、今後も継続してほしい。この取組が障がい者雇用につながっていくとよい。

・導入するが目標で「Ｂ」評価となっているが、実施しての評価を次回の目標としてはどうか。
→検討したい。

・Ｒ７年度、支援プログラムを実施したのであれば「A」評価

・障がいに特化した施設、又は職業訓練校を作ってあげる必要があるのではないか。

No.20

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>障がい福祉サービス利用者の一般就労への移行促進</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="2">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>障がい者雇用に向けた取組に貢献した企業に対する表彰</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">・企業との施設外就労・施設外支援の状況について、事業所から聞き取りを行い、情報収集ができた。
・表彰制度の創設に向け、効果的な取組となるよう引き続き検討する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>障がい者の雇用に向けた取組に貢献した企業への表彰制度の創設</td><td rowspan="2">・厚生労働省の認定制度「もにす認定」の認定取得事業所を表彰対象として検討してもよいのではないか。（参考：新潟県内の認定事業所数23社、三条市内事業所１社と、まだまだ認定事業所は少ないのが現状。認定制度がまだ浸透していないのもあるが、三条市の表彰制度を通じて、この認定制度のさらなる周知が可能になると考える。
→参考にしたい。

・一般就労への雇用促進は、差別解消に繋がると思うので、ぜひ推し進めてほしい。

・障害者雇用の促進のために、なにができるかを考えると、表彰なども良いと思いますが、当事者が活躍する場をどのように作っていくのかということも併せて考えていく必要がある。ピアサポーターの活用なども考えていけるとよい。

・「表彰制度の創設」を目標としていること自体疑問である。これは目標ではなく手段ではないか。
→創設した制度（手段）を使って、障がい者雇用率を上げられるよう、まずは制度の創設を目指したい。（手段を作ることが今の目標）

・表彰制度があれば一般就労を引き受けるという企業がどれだけあるのか、調べた方がよいのではないか。
根本的に、一般就労を増やすための方向性を考え直した方がよいのではないか。
→表彰制度の創設と並行して検討していきい。

・スケジュールとおりの進捗なら「B」評価妥当</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①表彰制度に関する情報収集、内容の検討
→一部実施(情報収集)</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→一部実施(基準の検討、実態調査)(3月まで)
②移行促進に関する意見交換・情報共有
→就労移行支援ワーキングの開催(８・11・12・１月実施)</td><td colspan="2" rowspan="2">表彰制度を創設し、企業の障がい者雇用率を上げる。併せて、障がい者が活躍出来る場について理解を進めていく。表彰制度も、やり方によっては障がい者の特性周知につながるため雇用率を高めることは出来ると考えている。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>②継続
③表彰制度の創設
④表彰式の開催
→いずれも未実施</td></tr>
</table>

No.21

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>本人の希望や障がい特性に応じた学校等卒業後の進路選択の支援</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="5">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>・特別支援学校等情報交換会の開催
・就労選択・就労移行・就労定着支援サービスの利用促進</td><td rowspan="2">C</td><td rowspan="2">・就労定着については目標数値を達成することができたが、就労選択及び就労移行については達成に至らなかった。就労選択は、市内に指定を受けている事業所が無い状態である。就労移行については、利用者のニーズの把握に努める必要がある。
・国の今後の動きに合わせ、就労選択支援事業所の開設に向けて、市内事業所に対して働き掛けを行っていく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>・特別支援学校等情報交換会：２回／年　※要調整
・サービス実利用者数：
就労選択36人、就労移行25人、就労定着19人
→就労選択0人、就労移行20人、就労定着24人(１月末時点)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内

容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①卒業後進路情報交換会の開催
→８・2月実施(対象生徒数：34人)</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→８月実施(対象生徒数：20人)
②就労選択支援サービス勉強会の開催
→８月実施</td><td colspan="2" rowspan="2">引き続き目標値達成に向け、就労移行及び就労定着サービスの利用促進の働きかけを行う。市内就労選択サービス事業所の開設に向け、市外の事業所等を招くなど、勉強会の開催を目指したい。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの
実績】</td><td>①(継続)
→未実施</td></tr>
</table>

・B型を希望していても、空きがある事業所が少なく、進路選択の選択肢が限られている点が難しく感じる。

・現在の三条市内にある社会資源では、PC等のデジタル機器を用いた作業を希望する利用者のニーズを満たすことができないのではないか。

・そもそも特別支援学校の高等部へ進学する方が減っている中で、18歳以降の進路選択をどう捉えるかを考える必要もある。三条市だけの課題ではないとは思いますが。通信制や単位制の高校との連携はどうしていくのか。就労選択支援事業所があれば、解決するかということでもなさそうです。就労選択支援につなぐのも相談支援だと思う。ニーズの掘り起こしなども必要なのではないか。
→検討したい。

※「課題と今後の取組方針」では、移行、定着は達成することができた。と記述されているが、一方で№22の目標数値等は就労移行20人となっており、目標を下回っている。
→No.22の数値が正しいため修正しました。

・特別支援学校の小学部在校生の9割が発達障害の生徒であり、早期の診断や診断基準の変化などで増加するため卒業後の受入れ先が未整備の状態であり、それに伴う人材の育成が必要である。

・情報交換会についても年２回の目標に達していないので評価は「C」
・R８にも「②」の勉強会は継続実施すべきでないか。
→検討したい。

No.22

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>就労支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等との連携による定着支援の促進</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="5">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>就労選択支援・就労移行支援・就労定着支援サービスの利用促進</td><td rowspan="3">C</td><td rowspan="3">・市内に３箇所あった移行事業所の１つが閉鎖し、残りの２事業所においても新規の利用者が少ない傾向にある。また、就労選択支援に関しては市内に指定を受ける事業所が無い状況である。
・先行して就労選択支援を実施している市外事業所を招いて勉強会を行い、市内事業所での就労選択支援事業所の開設を検討する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>サービス実利用者数：
就労選択36人、就労移行25人、就労定着19人
→就労選択0人、就労移行20人、就労定着24人(１月末時点)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>－</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①就労選択支援サービス勉強会の開催
→8月実施</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>－
→取組無し</td><td colspan="2">障がい者のニーズを把握し、事業所の継続利用ができるよう、障がい者就業・生活支援センターとの連携を目指す。市内選択事業所の開設に向けても、勉強会の開催等を行っていきたい。</td></tr>
</table>

No.23

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>関係機関と連携した施設外就労先の拡大</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="2">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>障がい者雇用に向けた取組に貢献した企業に対する表彰</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">・企業との施設外就労・施設外支援の状況について、事業所から聞き取りを行い、情報収集ができた。
・表彰制度の創設に向け、効果的な取組となるよう引き続き検討する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>障がい者の雇用に向けた取組に貢献した企業への表彰制度の創設</td><td rowspan="3">・厚生労働省の認定制度「もにす認定」の認定取得事業所を表彰対象として検討してもよいのではないか。（参考：新潟県内の認定事業所数23社、三条市内事業所１社と、まだまだ認定事業所は少ないのが現状。認定制度がまだ浸透していないのもあるが、三条市の表彰制度を通じて、この認定制度のさらなる周知が可能になると考える。
→検討したい。

・施設外就労先やインターンシップ先の開拓については、取組を始めたところだと思うので、地道に進めていってほしい。この項目も障がい者の理解なくして進めることができないと思うので、制度や仕組みも大切であるが、啓蒙活動も必要かと思う。障がい者就業・生活支援センターとの連携が不可欠だと思う。

・「表彰制度の創設」を目標としていること自体疑問である。これは目標ではなく手段ではないか。
→創設した制度（手段）を使って、受入先企業の拡大につながるよう、まずは制度の創設を目指したい。（手段を作ることが今の目標）

・そもそも論として、企業経営者、従業員に障害者を知ってもらうこと、共生社会の意義を知ってもらうことが必要ではないか。
表彰制度が創設されると、表彰されるために障がい者を雇用しようと考えるのか。
→表彰制度のやり方次第で、障がい者についての理解を深めてもらえると考えている。

・評価妥当　予定したスケジュールとおり進捗であれば「A」評価妥当

・集団就職は時代に合わないが、ある程度の人数を大手企業が受け入れてくれるという実績を作ることで、障がい者側も就職先を考える際に良い判断材料になると思う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①表彰制度に関する情報収集、内容の検討
→一部実施(情報収集)</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→一部実施(基準の検討、実態調査)(R8.3月まで)
②施設外支援先の拡大に関する意見交換・情報共有
→就労移行支援ワーキングの開催(８・11・12・１月実施)</td><td colspan="2" rowspan="2">表彰制度を創設し、受入先企業の拡大につながるよう取組を進めるとともに、障がい者が活躍出来る場について理解を進めていく。表彰制度も、やり方によっては障がい者の特性周知につながり、雇用率を高めることが出来ると思うため、創設に向け検討を進める。同時に、表彰制度以外の障がい者雇用を増やすための取組も検討していきたい。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの
実績】</td><td>②(継続)
③表彰制度の創設
④表彰式の開催
→いずれも未実施</td></tr>
</table>

No.24

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>障がいに対する偏見等を払拭するための周知啓発</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="2">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>障がい者雇用に向けた取組に貢献した企業に対する表彰</td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3">・企業との施設外就労・施設外支援の状況について、事業所から聞き取りを行い、情報収集ができた。
・表彰制度の創設に向け、効果的な取組となるよう引き続き検討する。
・障がいのある方を支援・応援している企業について、ツナガルカンパニー認証制度で認証し、HP等で周知を行ってきたが十分でなく、認証後の企業PRについて改めて検討が必要である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>障がい者の雇用に向けた取組に貢献した企業への表彰制度の創設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①表彰制度に関する情報収集、内容の検討
→一部実施(情報収集)</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→一部実施(基準の検討、実態調査)(3月まで)
②周知啓発に対する意見交換・情報共有
→就労移行支援ワーキングの開催(8・11・12・１月実施)</td><td colspan="2" rowspan="2">・障がい者雇用や実習受入れを実際に実施している企業の周知・啓発について、障がい者就業・生活支援センターと連携し、取組を検討していきたい。
・ツナガルカンパニー認証制度の活用については、認証企業をPRする方法を改めて検討し、実際の企業での取組内容について効果的な発信方法に改めることで、認証されていない企業の障がいに対する理解の醸成につなげていく。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの
実績】</td><td>②継続
③表彰制度の創設
④表彰式の開催</td></tr>
</table>

・厚生労働省の認定制度「もにす認定」の認定取得事業所を表彰対象として検討してもよいのではないか。（参考：新潟県内の認定事業所数23社、三条市内事業所１社と、まだまだ認定事業所は少ないのが現状。認定制度がまだ浸透していないのもあるが、三条市の表彰制度を通じて、この認定制度のさらなる周知が可能になると考える。
→参考にしたい。

・施設外就労先やインターンシップ先の開拓については、取組を始めたところだと思うので、地道に進めていってほしいと思う。この項目も障がい者の理解なくして進めることができないと思うで、制度や仕組みも大切ですが、啓蒙活動も必要かと思う。障がい者就業・生活支援センターとの連携が不可欠だと思う。
→障がい者就業・生活支援センターと連携し、周知・啓発について協働できることを検討していきたい。

・以前も同様なことを伝えたと思うが、表彰が目的ではなく他企業が参考となるような取組事例を周知し参考にしてもらうことが大事だと思う。
→表彰を目的とするのではなく、周知の手段の一つとして考え、併せて障がい者雇用や実習の受入れをしている企業の周知PRについても検討していきたい。

・「障がいに対する偏見等を払拭するための周知啓発」に対する取組の方向性が表彰というのはピンとこない。
→表彰制度は障がい者の雇用や実習受入れを知ってもらうための手段の一つとして考え、更なる周知・啓発についても意見をもらいながら検討していきたい。
・障がい者と触れあい、直接に話す機会を増やすべきではないか。
→御意見として受け止め、具体的な対象者とどのような話合いの機会を設けるか検討していきたい。

・評価妥当　偏見を払拭するための周知啓発の取組としては、別の視点からの目標設定が必要だと思う。
→目標設定も含めて検討していきたい。

No.25

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>年中児発達参観の着実な実施による子どもの特性等への早期の気づき</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td>部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>年中児発達参観継続実施</td><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">・令和８年度は５歳児健診の一次健診として年中児発達参観を実施し、二次健診で医師による診察と相談を実施する。
・一次健診時のスクリーニングを強化し、発達障がいのほか、知的発達症や吃音等の疾患にも早期に気づき、支援につなげていく。</td><td rowspan="4">・取組を継続してほしい。
→令和8年度からは年中児発達参観を5歳児健診一次健診として継続実施。また、年中児発達参観で、「要支援」、「要観察」と判断した子どもで医療機関や療育機関につながっていない子どもを対象に、医師の診察による5歳児健診2二次健診を実施する。

・早期の気づきから児童発達支援センターによる保護者へのフォローの流れができると思われる。
→通所児の保護者への相談や助言のほか、家族支援事業(令和8年度は、ペアレント・トレーニング講座）の開催を予定している。

児童発達支援センターはどこまで継続的に伴走してくれるのかを知りたい。
→児童発達支援センターで実施している通所支援の対象者は未就児になる。小学校等に進学後、集団生活での適応が難しい子どもに対して、保育所等訪問支援事業（対象：18歳まで）を利用することができる。また、今年度から学校における作業療法士等による支援を開始。学校に児童発達支援センターの職員が訪問し、学校生活に困難さを抱えている児童が学習や活動がしやすくなるような支援を実施する。

・取組の目標として支援センターの設置を掲げているが設置されたか否かで評価すれば「A」は妥当と考えるが、目標は別の視点から設定してはどうか。
→年中児発達参観は予定されていた実施回数どおり令和7年度48回実施できた。目標値を実施回数として見てもA評価と判断できる。目標設定は次期計画で見直したい。

・５歳時健診はとてもよい。
→年中児発達参観及び医師が行う集団健診を組み合わせた２段階方式による５歳児健診を全施設で実施。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>児童発達支援センター(※)の設置：１か所
※児童発達支援センター…地域の障がい児支援の中核的な機関として、児童発達支援の提供とあわせて障がい児の家族、事業者、その他の関係者に対し、必要な援助を行う施設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①市内全保育施設で年中児発達参観の実施(48回/年)
→48回/年</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→48回/年</td><td colspan="2" rowspan="2">・R8年度から、５歳児健診一次健診として年中児発達参観を実施し、二次健診で医師による診察と相談を実施する。
・一次健診時のスクリーニングを強化し、発達障がいのほか、構音障がい等の症状にも早期に気づき、支援につなげていく。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①年中児発達参観及び医師が行う集団健診を組み合わせた２段階方式による５歳児健診の実施
一次健診：年中児発達参観（42回/年　６月末時点４回実施）
二次健診：医師による集団健診（６回/年　８月から開始予定）</td></tr>
</table>

No.26

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>専門的な知見を有する多職種による子どもの発育・子育て支援及び教育相談の実施</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="2">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>子どもの発育・子育て相談の継続実施</td><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">・LINE「子どもなんでも相談」(R7年374件)の充実により、子どもの発育・子育て相談の電話相談件数が減少した。今後も相談しやすい方法で相談できるように、相談体制を継続していく。
・発達や発育に関する専門相談は対面で実施することで、課題に合わせた具体的な助言ができることから、今後も対面での予約制の専門相談を継続していく。
・児童発達支援センターの専門職員が相談対応者に加わることで専門相談の充実を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>児童発達支援センターの設置：１か所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①子どもの発育・子育て相談及び教育相談の実施
→子どもの発育・子育て相談件数　264件
教育相談件数　190件
合計　454件</td><td colspan="2" rowspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性

・発達や発育に関する専門相談は対面で実施することで、課題に合わせた具体的な助言ができることから、今後も対面での予約制の専門相談を継続していく。また、相談しやすい方法で相談できるように、現在の相談体制を継続していく。
・今後は児童発達支援センターの専門職員が相談対応者に加わることで専門相談の充実を図る。</td><td rowspan="2">・家族支援もチームアプローチだと思う。必要な時に多職種連携で支援で着る体制が整っているのでしょうか。中心となる機関が相談支援事業所になっても、子育て支援課の保健師のフォローがなくならないようにしてほしい。
→現在は、保健師、保育士、臨床心理士、言語聴覚士が市民からの相談対応を行っている。今後は相談内容により児童発達支援センターの職員が相談対応できるような体制を検討していく。

・とてもよいと思う。保護者の精神的安定が子どもに与える影響は大きいと思われる。

・取組の目標として支援センターの設置を掲げているが設置されたか否かで評価すれば「A」は妥当と考えるが、目標は別の視点から設定してはどうか。
→専門職員として、保健師、保育士、臨床心理士、言語聴覚士が市民からの相談を受けてきた。多職種による相談対応を実施したことを評価指標としてもA評価である。今後は児童発達支援センターの職員も含めた多職種による相談体制を検討し充実を図っていきたい。目標設定は、時期計画で見直したい。

・市の取組は評価できる。親は子どもの発育に初めての状態であたふたしている心理が読み取れるので、負担を軽減する取組が必要である。
→子どもの発育・子育て相談を継続し、多職種による専門相談を実施していく。保護者の不安や悩みも受け止め対応していく。</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→子どもの発育・子育て相談件数　143件(12月末時点)
教育相談件数　173件(12月末時点)
合計　316件 (12月末時点)</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①(継続)

→子どもの発育・子育て相談件数　52件（6月末時点）
教育相談件数　50件（6月末時点）
合計　102件（6月末時点）</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

No.27

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>障がいや特性のある子どもと家族への療育支援の実施</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td>部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>事業所同士の情報交換とスキルアップ</td><td rowspan="3">A</td><td rowspan="3">・令和８年度から三条市児童発達支援センターが、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所連絡会に参加し、各事業所が実施している療育支援の内容等について情報交換や助言指導等を行い、地域の事業所の支援の質を高めていく。</td><td rowspan="5">・取組を継続してほしい。

・事業所のスキルアップが図られるよう児童発達支援センターの活躍に期待する。

・目標どおり連絡会が３回開催されているなら評価は「A」</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>市内障がい児通所事業所連絡会の開催：３回/年
児童発達支援センターの設置：１か所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内

容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①放課後等デイサービス事業所連絡会の開催(３回/年)
→7･9･２月実施
(療育支援に関する情報交換及び研修)</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>②児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所連絡会の開催
→7･11･２月実施
(療育支援に関する情報交換等)</td><td colspan="2" rowspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性

・三条市児童発達支援センターが、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所連絡会に参加し、各事業所が実施している療育支援の内容等について情報交換や助言指導等を行い、地域の事業所の支援の質を高めていく。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>②(継続)
→市内障がい児通所支援事業所連絡会を開催予定
第１回　7／14</td></tr>
</table>

No.28

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>子どもの発達の理解を深めるための家族講座の実施と保護者支援</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td>部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>事業所同士の情報交換とスキルアップ</td><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">・令和８年度から三条市児童発達支援センターが、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所連絡会に参加し、各事業所が実施している家族講座の内容等について意見交換や助言指導を行い、地域の事業所の支援の質を高めていく。</td><td rowspan="4">・取組を継続してほしい。

・事業所のスキルアップが保護者に還元できると思う。

・目標どおり連絡会が３回開催されているなら評価は「A」かと思うが、取組に掲げている「家族講座の実施」状況が見えるようにしてほしい。
→令和8年度は児童発達支援センターが、お子さんの行動に対する対応で悩んでいる保護者を対象（市内通所支援事業所に通う児童の保護者も対象）に、「ペアレント・トレーニング講座」を実施する予定。

・保護者同士のつながりがないので、親同士相談ができていない。ペアレントメンターの必要性があると思う。
→児童発達支援センターで保護者同士の交流の機会をどのように設定していけると良いか検討していきたい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>市内障がい児通所事業所連絡会の開催：３回/年
児童発達支援センターの設置：１か所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内

容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①放課後等デイサービス事業所連絡会の開催(３回/年)
(家族講座、保護者支援の取組について情報交換等実施)
→7・9・2月実施　※再掲</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>②児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所連絡会の開催(家族講座、保護者支援の取組について情報交換と支援員のスキルアップ等実施)
→7・11・2月実施　※再掲</td><td colspan="2" rowspan="2">・三条市児童発達支援センターが、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所連絡会に参加し、各事業所が実施している家族講座の内容等について意見交換や助言指導を行い、地域の事業所の支援の質を高めていく。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>②(継続)
→市内障がい児通所支援事業所連絡会を開催予定
第１回　7／14</td></tr>
</table>

No.29

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>発達支援コーディネーター機能の充実及び保育士の資質向上のための研修等の実施</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td>部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>研修会の実施</td><td rowspan="3">A</td><td rowspan="3">・研修内容及び講師を毎年検討しながら実施してきたが、内容がマンネリ化していた。今後は研修会の講師を児童発達支援センターの専門職員に依頼し実施する。
・保育所等の実態に合わせた研修を専門職員と一緒に企画し、実施する。</td><td rowspan="5">・取組を継続してほしい。

・幼少期からのインクルーシブ教育は合理的配慮につながることだと思う。

・目標としているコーディネーター研修が実施されているようであることから評価は「A」である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>・保育士の人材育成計画と併せた発達支援コーディネーター研修の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①発達支援コーディネーター研修(スキルアップ研修)の開催
→７・２月実施
②保育士向けの発達支援研修会の開催
→６月実施
③障がい児視点での差別・合理的配慮の周知啓発(①②の中で周知啓発)</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①発達支援コーディネーター研修(養成研修)の開催(5･6･1･２月)
②保育士向け発達支援研修会の開催(7月)
③障がい児視点での差別・合理的配慮の周知啓発(②④研修の中で周知啓発)</td><td colspan="2" rowspan="2">・三条市児童発達支援センターの専門職員に研修会の講師を依頼する。保育所等の実態に合わせた研修を専門職員と一緒に企画し、発達支援コーディネーターや保育士等のスキルアップを目指す。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①発達支援コーディネーター研修(スキルアップ研修)の開催(３回/年)
②保育士向け発達支援研修会の開催(7月)
③障がい児視点での差別・合理的配慮の周知啓発(②④研修の中で周知啓発)</td></tr>
</table>

No.30

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>特別支援サポーターの適切な配置及び支援の充実</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td>部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>研修会の実施
人材確保</td><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">・年間を通して73名を安定して配置することができなかった。応募者の不足と離職者が要因にある。まずは、73名を確実に配置できるように広報と離職対策に取り組んでいく。
・研修等を通じて、サポーターの業務や支援方法の理解、やりがいの創出を図りたい。</td><td rowspan="4">・取組を継続してほしい。
→継続する

・研修の対象者が誰を想定しているのかわからないが、広く一般市民に向けた研修にすることで興味関心を持つ方が増え、特別支援サポーターの確保につながるのではないか。
→研修については、サポーターの専門性向上を目的に実施している。今後も、年１回の全体研修を継続する。
→サポーターの応募については、興味を示す方が増えてきている。ただし、業務内容や実際の学校での様子が分からない方もいるので、希望者には、応募前に実際に学校を見学する機会を設定している。今後も、興味のある方への説明を丁寧に行っていく。

・評価妥当</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>・支援に関する研修会の実施
・特別支援サポーターの配置：73名</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①研修会の開催
→７月実施(研修の中で障がい児視点での差別・合理的配慮の周知啓発)
②人材確保の取組
→72名配置</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→７月実施
②(継続)
→72名配置(12月末時点)</td><td colspan="2" rowspan="2">・全体研修を継続し、特別支援サポーターの専門性向上に努める。
・73名を配置することができた。離職につながらないように、サポーターの勤務状況等を把握していく。
・サポーターに興味をもった方への説明等を丁寧に行う。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①（継続）
→７月23日実施予定
②73名配置（６月24日）</td></tr>
</table>

No.31

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>市と障がい福祉事業所及び事業所間で確実な情報共有を進め、適切なサービス提供体制を構築</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td>部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>事業所間の調整</td><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">・放課後等デイサービス事業所連絡会の開催で事業者間で情報共有し、個別にケースの調整を行ってきた。
・今後は、令和８年度中に児童発達支援センターが中心となって、相談支援事業所、通所支援事業所と協議し、適切なサービス提供の仕組づくりを行う。</td><td rowspan="4">・放課後等デイサービス連絡会等で事業所間の横のつながりができたことはよかった。
・適切なサービス提供体制とは何か。必要な人に必要な支援が行き届くということか。
→障がいの程度と家族状況等によりサービスの適正量の基準を設け、必要な児童が必要なサービスを利用できる仕組を構築していく。
・18歳の壁の問題は、三条市ではあまり話題に上らないのか。18歳になると16時でサービス利用を終えて帰ってくると、家族の就労に影響するなどという課題がある方はいないのか実情を知りたい。
→サービスが切り替わるときに、相談支援専門員が保護者と相談し対応している。保護者の就労に関する相談は余りないが、16時以降サービス利用が必要な場合は、日中一時支援や生活介護事業の時間延長で対応している。

・仕組みづくりの現在の進捗を確認しないと意見、評価も出せないが、利用者の意向をどこまで反映できるかが課題かもしれない。措置ではなく契約なので行政が一方的な指示は難しく、合意形成が課題だと思う。
→当然、行政だけでなく、事業所からの意見を参考としていきたい。

・目標に掲げる児童発達支援センターが設置されたのであれば評価は「A」

・基幹センターの設置による各事業所と連携する上でやりづらいことをテーマにし、市と共有してもらいたい。サービス提供体制が拡充されることを期待している。
→事業所と情報共有し、適切なサービス提供、また、質の向上を図っていきたい</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>・児童発達支援センターの設置：１か所</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内
容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①事業所の受入れ状況を関係機関で情報共有し、適切なサービス提供ができるように調整を行う。
→既存の事業所…相談支援専門員が中心になりサービス調整を行った。
→新規の事業所…市が仲介に入り、相談支援専門員と調整を行った。</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
②児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所連絡会の開催
→２月の連絡会で、適切なサービス提供体制について現状と課題について意見交換を実施</td><td colspan="2" rowspan="2">・三条市児童発達支援センターが中心となって、相談支援事業所、通所支援事業所と協議し、適切なサービス提供の仕組づくりを行う。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①(継続)
②三条市児童発達支援センターが、障がい児通所支援事業所連絡会に加わり、三条市内の事業所の適切なサービス提供体制の検討を行う。</td></tr>
</table>

No.32

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td>支援体制を強化するための支援者のスキルアップを図る研修等の実施</td><td>市の評価</td><td>課題と今後の取組方針</td><td rowspan="2">部会員からの評価・意見・次期計画への要望など</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の方向性</td><td>調整の体制の検討と課題に合わせた研修</td><td rowspan="3">A</td><td rowspan="3">・生活介護事業所と放課後等デイサービス事業所の合同研修会を実施し、支援者のスキルアップにつながっている。この取組みを継続しつつ、児童発達支援センターの役割として、課題に適した研修を増やして、更なる支援員のスキルアップを目指していく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標数値等
（令和８年度末）</td><td>児童発達支援センターの設置：１か所</td><td rowspan="4">・18歳になる際に、利用していた放課後等デイサービス事業所、学校、生活介護事業所でサービス担当者会議が開かれていると思う。相談支援事業所を中心に引継ぎが行える体制があるとよい。
→現状を確認し、事業所間でしっかり引継ぎが行えるよう体制を整えたい。
・また、放課後等デイサービス事業所と生活介護事業所の情報交換会のような取組も必要と思います。放課後等デイサービス事業所の職員の中には18歳になった後の利用者の生活を想像できない方もいると思う。18歳位になっても困らないということを考えると必要ではないかと感じる。
→放課後等デイサービス事業所の職員から先を見据えた支援の必要性を感じているとの声を聞いている。生活介護事業所の職員との交流等を通じて実態を知る機会を設けていきたい。

・生活介護事業所と放課後等デイサービスの連携は重要だと思うので、このまま続けてほしい。

・目標に掲げるセンターが設置されたのであれば評価は「A」
ただし、取組は「スキルアップ」を図る研修等の実施」を掲げているので、研修が実施状況を評価できる目標設定してはどうか。
→今後も事業所の課題に合わせた研修会を継続して開催する。目標設定については、研修参加者のスキルアップにつながったかを評価できる指標にしていきたい。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内

容</td><td>令和６年度
【実績】</td><td>①事業所の課題に合わせた研修会の開催
→２月実施(生活介護事業所と放課後等デイサービス事業所の合同研修会)</td><td colspan="2">部会員からの要望等を受けての方向性</td></tr>
<tr><td>令和７年度
【実績】</td><td>①(継続)
→２月実施(生活介護事業所と放課後等デイサービス事業所の合同研修会)</td><td colspan="2" rowspan="2">・生活介護事業所と放課後等デイサービス事業所の合同研修会を継続実施し、事業所間の交流及びスキルアップの機会を設けていく。課題に適した研修を実施し、支援員の更なるスキルアップを目指していく。</td></tr>
<tr><td>令和８年度
【６月末までの実績】</td><td>①(継続)</td></tr>
</table>